

成年後見制度の適切な運用に係る ワーキング・グループ（WG1）	
令和8年9月10日	資料1-1

成年後見制度の見直しの周知・広報のあり方 （厚生労働省）

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画における周知・広報（抄）

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－

①地域連携ネットワークの必要性和趣旨

ウ 地域連携ネットワークづくりの進め方

地域連携ネットワークの方向性に基づいた具体的な取組は、（3）で記載しているが、これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下に取り組む体制を整備すべきである。

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること。

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

（3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

② 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

ア「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（制度の広報を含む）

- ・ 地域連携ネットワークの関係者は、成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発する。また、対象者ごとに伝える内容・方法が異なることから、対象者に合わせて行う必要がある。加えて、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も強化する。
 - ・ この際、市町村・中核機関には、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。
 - ・ 家庭裁判所には、市町村や都道府県が広報に必要な知識や情報を得ることができるようになるため、講師派遣や統計データを提供することが期待される。
 - ・ 国は、最新の情報や知見が全国的に共有されることによって地域連携ネットワークの機能強化が図られるよう、成年後見制度利用促進ポータルサイトの充実を図る。
- b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）
- ・ 市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。
 - ・ その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。

都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

（5）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

③ 市町村への具体的な支援内容

都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される。

ア 継続的な研修の実施

- ・ 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。
- ・ そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

2. 第二期基本計画に基づいた厚生労働省における成年後見制度の周知・広報の取組

厚生労働省においては、様々な媒体・ツールを活用して、対象者ごとに必要な情報が届くよう周知・広報を実施。

	成年後見制度利用促進ポータルサイト	成年後見制度利用促進体制整備研修	全国権利擁護相談窓口 K-ねっと
主な 取組内容	本人・家族等には制度・相談窓口情報を、自治体・中核機関等には研修資料・動画・取組事例等を提供	市町村・中核機関、都道府県、後見人等を対象に、成年後見制度や相談対応、意思決定支援等を研修	市町村・中核機関・都道府県等から制度や個別事例の相談を受け、専門的な助言・情報提供や、FAQ・全国セミナーによる情報発信を実施
周知・広報の 媒体・手法	ホームページ、資料掲載、動画、FAQ掲載、相談窓口検索、バナー広告、交流会・意見交換の機会	オンデマンド講義（動画）、ライブ演習・ケース検討、研修資料・ツールの提供	電話・メール相談、専門相談員による助言、参考資料提供、FAQ、ニュースレター、全国セミナー
本人・家族等 への周知・広報	- 本人・家族、関係機関向けページを設置 - 制度情報を立場・目的別に掲載 - 相談窓口検索、よくある質問、制度解説を掲載 - バナー広告から必要な情報や窓口へ誘導	- 市町村、中核機関、相談支援関係者、後見人等への研修を通じ、本人・家族等への相談対応や情報提供に役立てる ※ 本人・家族等は、国研修の直接の主対象とはしていない	- 成年後見制度に関心のある一般市民向けの全国セミナーを開催 - 法定後見制度、補助・保佐、任意後見制度の基礎を解説 - オンライン配信により全国から参加可能
市町村・中核機関 への周知・広報	- 自治体・中核機関向けページを設置・国研修の資料を掲載 - 動画、ニュースレター等を掲載 - 全国の体制整備や担い手育成等の取組状況の情報を提供 - 住民への案内に活用できる相談窓口情報を掲載	- 基礎研修・応用研修を実施 - 基本計画、権利擁護支援、成年後見制度等をオンデマンド講義で体系的に提供 - 広報、相談、意思決定支援、市町村長申立て等をライブ演習で検討して要点を周知	- 体制整備や個別事例に関する相談を電話・メールで受付 - 相談内容に応じて論点や対応方針を整理 - 他自治体の取組や参考資料等を提供 - 専門職団体、法テラス、先行自治体等の情報提供とつなぎを行う - 相談事例をFAQやニュースレターで共有
都道府県 への周知・広報	- 全国の都道府県・市町村を対象に取組状況調査を実施、結果を掲載 - 担い手育成方針、協議会、相談窓口、専門アドバイザー等の状況を周知 - 都道府県担当者・専門アドバイザー向け交流会をオンラインで開催 - 交流会では都道府県の取組等をテーマに情報交換を実施	- 都道府県担当職員、関係団体職員、都道府県専門アドバイザー等を対象に研修を実施 - 市町村支援、都道府県専門アドバイザーとの連携、地域課題の把握・検討等の要点を周知	- 都道府県や県社協から市町村支援や体制整備に関する相談を受付 - 市町村・中核機関からの相談を匿名化して都道府県に共有 - アドバイザー等の派遣により課題整理や方策の検討を支援 - 交流会、ニュースレター、FAQで取組事例や課題を共有
関係機関・団体 への周知・広報	- 関係機関に制度・相談窓口情報を提供 - 医療関係者向けページを設置 - 医療機関・金融機関向けバナー広告から関係ページへ誘導（令和7年度） - 制度説明資料、動画、FAQ、相談窓口情報等を掲載	- 社会福祉協議会、専門職、相談支援関係者等を一部研修の対象に設定 - 成年後見制度、意思決定支援、相談対応、関係機関との連携等を講義・演習で実施 - 後見人等への意思決定支援研修に、福祉・医療等の関係者も対象として追加して周知を図る	- 社会福祉協議会、地域包括支援センター等から相談を受付 - 専門相談員等による助言・情報提供を実施 - 専門職団体、法テラス、自治体等の情報提供とつなぎを行う - FAQ、ニュースレター、交流会等で情報を共有

3. 市町村・中核機関における成年後見制度の周知・広報の取組 ①

市町村・中核機関においては、厚生労働省から発信した情報も踏まえ、地域の実情に応じて様々な工夫をこらした周知・広報を実施。

取組種別	市町村	具体的な取組	主な工夫点
チラシ パンフレット 等	群馬県甘楽町	成年後見制度、日常生活自立支援事業、相談窓口を掲載したチラシを作成し、町内約4,000戸に全戸配布	全戸配布
	栃木県下野市	よくある質問や制度利用上の留意点を盛り込んだ独自パンフレットを作成	相談現場の知見を反映
	京都府福知山市	制度説明と相談窓口を掲載したリーフレット、相談窓口一覧、窓口説明用シートを作成	相談時にも活用
	神奈川県藤沢市	本人向けパンフレットを作成し、後見人が支援する場面を事例で説明	本人向けの表現
	埼玉県志木市	裁判官の判断により家庭裁判所からの郵送物に、センターの業務、所在地、連絡先等を記載した案内を同封	家庭裁判所との連携
多様な 広報媒体 の活用	新潟県阿賀町	ホームページ、町広報誌、全世帯に貸与された告知端末を活用し、広報誌に弁護士紹介とQ&Aコラムを掲載	高齢者に届きやすい媒体
	富山県朝日町	町広報誌、ケーブルテレビ、地元ラジオを活用して制度やセンターを周知	複数媒体の活用
	奈良県大和郡山市	LINE、Instagram、市・社会福祉協議会広報誌等を活用し、ホームページや相談会へ誘導	SNSと既存媒体の併用
	新潟県佐渡市	寸劇を含むシンポジウムを地元テレビの特別番組として繰り返し放映	寸劇と地域メディアの組合せ
	東京都新宿区	講座・研修参加者等を情報提供希望者として登録し、センターだよりや講座案内を継続的に送付	継続的な情報提供
相談機会 の活用	福岡県水巻町	金融機関のスペースに相談ブースを設け、センター職員による出張相談を実施	金融機関との連携
	栃木県下野市	図書館、公民館、コミュニティセンター等、市内3地区を巡回する「成年後見制度なんでも相談会」を開催	地域を巡回して実施
	京都府福知山市	「老いじたくセミナー」と専門職による個別相談を組み合わせ実施	講演会との併催
	長野県北アルプス連携自立圏	定期的な無料相談会の一部を出張相談として実施	広域での巡回実施
	愛媛県宇和島市ほか3町	各市町で成年後見制度相談会を巡回開催し、弁護士・司法書士が対応	専門職との連携
講演会・ 出前講座等	鹿児島県奄美市・大和村・宇検村	弁護士、司法書士、社会福祉士が各地域に出向く成年後見制度相談会を開催	専門職との連携
	熊本県天草市	「老後の備え」をテーマに成年後見制度と終活を扱う講演会を開催し、相談会を併催	相談会との併催
	北海道美唄市	町内会、老人クラブ、地域サロン等で出前講座を開催	身近な地域活動の活用
	福岡県北九州市	認知症カフェを活用し、カフェ関係者等に制度や中核機関を周知	既存の地域活動を活用
	岩手県二戸市ほか3町村	ネットワーク会議メンバーが劇団を組織し、成年後見制度を紹介する演劇を公演	演劇、関係機関連携
	香川県さぬき市・東かがわ市	市民後見人養成研修修了者が劇団を結成し、市民後見人の活動をテーマに寸劇を公演	市民後見人と連携、寸劇
支援者・関 係機関への 周知・研修	栃木県栃木市	成年後見漫談、漫才、シンポジウム等を実施	漫談、漫才
	北海道旭川市ほか8町	圏域内の市町窓口担当職員向けに研修を実施	市町職員向け
	茨城県牛久市	制度概要、中核機関、本人情報シート、事例演習等を扱う研修を実施	一次相談窓口等向け
	滋賀県彦根市	ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員等、対象者別に制度研修を実施	対象別の研修
	大阪府大阪市	相談支援機関向け資料等を用いて制度を周知	高齢・障害分野の相談支援機関等
	和歌山県串本町	会議や研修会等を通じて制度や相談窓口を説明	民生委員、医師会、本人・家族等

参考：「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」、「その手があつたか！ 47都道府県 中核機関の取組事例集」の掲載事例に基づいて作成

3. 市町村・中核機関による成年後見制度の周知・広報の取組 ② － 京都府福知山市：専門職による相談会×出張相談で、新たな相談機会を創出

専門職相談会の実施だけではなく、終活講演会と専門職相談会の二部構成とすることにより、住民が参加しやすくなり、相談会への相談が増加した事例。



専門職相談会の体制は整備されているのに相談がこなかった

福知山市では、中核機関を整備する前から、前身となる「介護あんしん総合センター」を運営し、成年後見制度に関する相談などに対応できるようにしていたが、虐待等の複合的な課題のあるケースへの対応や重層的支援の必要性が出てきていた。そこで、「障害や高齢、困窮等も含めた相談をワンストップで受け止め、関係する課につなぎたい」と、令和4(2022)年に「福祉あんしん総合センター(以下、「センター」という。)」に名称を変更し、地域包括支援センターを支援する中核機関として運営することにした。一方、介護あんしん総合センターのときから専門職相談会を月1回開催していたが、相談がなかったことを課題としていた。中核機関整備後は弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士の専門職が輪番で対応する形で専門職相談会を整備したものの、相談がほとんどない状況が続いたため、センターの職員が個別ケース等を相談する場として活用していた。こうした状況を踏まえ、「権利擁護ネットワーク会議」で協議し、成年後見制度の周知・啓発として相談対応などの強化を決定し、実現に向けて動き出すことにした。



「老いじたくセミナー」での好評価により、出張相談は継続する方向

「老いじたくセミナー」の受講者数は、128名。会場で82名、Zoom参加で46名という盛況ぶりだった。終了後のアンケートでは、「成年後見制度が詳しく説明されて分かりやすかった」などの高評価となった。第二部の無料の専門職相談会は、事前の予約段階で定員8名に達した。相談者は、本人、家族、親族、地域住民等で、当日は、時間的な制約があったことから、1組(2名まで)30分としていたが、中には時間が足りない様子が見受けられた。相談前は、「こんなことを聞いていいのだろうか」と不安を抱く人もいたが、終了後は「相談の機会があってよかった」などの声が多く聞かれた。こうした面から、市民向けの講演会×出張型の無料相談の意義を実感し、今後も続けていけるように検討している。



工夫ポイント ① 発想の転換で実現した終活講演会と専門職相談会の二部構成

これまでの専門職相談会を出張相談へと大きく舵を切った。それは、権利擁護ネットワーク会議で決まった「市民向けの講演会の開催」と「専門職相談会」を組み合わせるという発想の転換がきっかけだった。講演会と一緒に行えば、住民が参加しやすくなると考えたからだ。

初の出張相談となったのが「老いじたくセミナー」だ。第一部は講演会、第二部は専門職相談会という二部構成での企画とした。第一部の講演会は、権利擁護ネットワーク会議等に参加してもらっている弁護士に、成年後見制度をテーマにした「認知症などになる前に考えたい老後の財産管理」の講演を依頼した。また、金融機関からセンターに講演の依頼があり、その金融機関から講師として税理士を派遣してもらい、「“相続”が“争族”にならないための準備」と題して話してもらったことになった。第二部の相談会は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の4名で対応し、各自に個室を用意しての個別相談の形式を取ることにした。

開催に向けてチラシをつくり、市の広報誌や地元の新聞で告知したほか、権利擁護ネットワーク会議の構成員等に配布した。参加は事前予約制とし、電話、FAX、中核機関等の窓口、二次元コードの4種類の方法を準備することで、気軽に参加できるように配慮した。また講演会についてはZoom参加を可能にしていたところ、社会福祉協議会から「このセミナーを職員研修として活用したい」との要望があり、当日はヘルパー等含む有資格者も参加した。相談会は定員に達し、相談後には相談者の晴れやかな様子が見られたことから、相談機能としての有用性を出張相談に見出すことにつながった。



チラシ



「老いじたくセミナー」第一部の講演会の様子

出典：令和5年度 厚生労働省委託事業 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化・広報啓発一式(各種広報分)
「その手があったか! 47都道府県 中核機関の取組事例集」p27,29

4. 都道府県による成年後見制度の周知・広報の取組

－ 静岡県・静岡県社会福祉協議会：「分かりやすい成年後見制度テキスト」及びパンフレットの作成

施設職員や当事者団体に対し、成年後見制度に関して分かりづらい点等をヒアリングした上で、分かりやすいテキスト及びパンフレットを作成し、福祉関係者等の制度理解を促進した事例。

○「分かりやすい成年後見制度テキスト」及びパンフレットの作成

- 背景：H29.7に県社協が実施した「成年後見制度に関する実態把握調査」の結果を通じて、特に福祉関係者の成年後見制度に対する理解促進の必要性が明らかとなったことから、H30年度事業として実施。
- 成年後見制度理解促進検討委員会の設置：専門職団体、施設団体、支援者団体、当事者団体から推薦いただいた計12人及び家庭裁判所（オブザーバー）から成る委員会を設置し、作成全般に係る意見をいただいた。
- 事前ヒアリングの実施：施設職員や当事者団体のメンバーに対し、成年後見制度に関して分かりづらい点や、どんなものがあれば説明しやすいか等の意見をヒアリングし、テキスト及びパンフレットの作成に反映させた。

○「福祉関係者等への理解促進研修の実施」

- 目的：「分かりやすい成年後見制度テキスト」を使った成年後見制度の概要説明とパンフレット及びテキストの有効な活用方法について学ぶ。
- 対象：社会福祉事業所職員、地域包括支援センター職員、市町行政職員、市町社会福祉協議会職員、特別支援学校教員等
- 実施形態：県内4か所で各1回
- 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



（市町村職員）

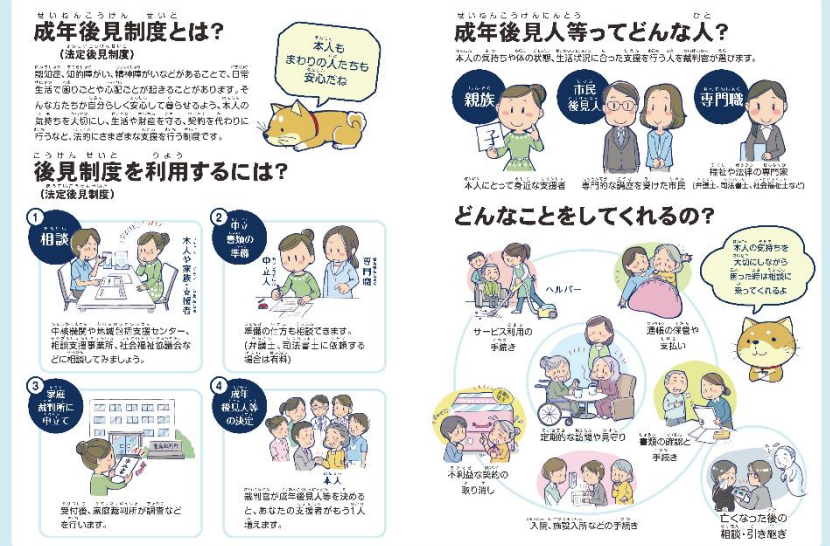
- とてもわかりやすいテキストとパンフレットなので、職場内の研修や勉強会で利用し、多くの職員に制度を理解してもらいたい。
- 首長申立の重要性に気付くことができた。

（特別支援学校教員）

- とても詳しくていねいで分かりやすい研修会でした。職場に戻り少しでも多くの職員に伝達し、幅広く知っていただくこと、興味を持っていただくこと、もっと知りたいと思っていただける人が増えるように対応したい。

（福祉事務所職員）

- 分かっているようで分かっていたことが多いたことに気付くことができて良かった。
- 裁判所等、とてもハードルが高い制度だと思っていたが、わかりやすい説明で、少し身近に感じることができた。



5. 成年後見制度の見直しに伴う周知・広報の時期と内容について

成年後見制度の見直しに伴う周知・広報について、次期基本計画の開始や民法等改正法の施行といった時間軸を踏まえ、段階的に運用面の整理・具体化等を行いながら実施することが考えられるのではないかと。

令和8年度	令和9年度	令和10年度～	
現行制度の下で周知・広報を行いつつ、制度見直し後の周知・説明に向けた論点を整理するフェイズ。	次期計画及び中核機関法定化を踏まえ、地域における相談先や関係者の役割について周知・理解を進めるフェイズ。	民法等改正法の施行に向け、制度・運用の検討状況に応じて、周知・説明する内容を具体化していくフェイズ。	新制度の運用状況や実際に生じた相談等を踏まえ、周知・説明する内容を見直していくフェイズ。
次期基本 計画策定	中核機関 法定化	新たな第二種社 会福祉事業施行	民法等 改正法施行
・ 成年後見制度見直しの趣旨・概要等に関する周知・広報 ・ 任意後見制度の利用促進			
成年後見制度の見直し後の具体的な運用に関する周知・広報			
成年後見制度見直し後の運用状況や相談事例等を踏まえた周知・広報			

6. 成年後見制度の見直しに伴う周知・広報の対象と内容について

成年後見制度の見直しに伴う周知・広報については、対象者に応じて伝える内容を整理した上で、必要な情報を伝える必要があるのではないか。

本人・家族等に広く周知・広報する事項

- 制度の基本的事項
- 制度見直しの趣旨
- 必要な範囲・期間で利用すること
- 必要性がなくなれば終了すること
- 制度利用以外にも様々な選択肢があること
- 身近な相談先
- 経過措置の内容や利用方法 など

支援者・専門職に研修等を通じて周知・広報する事項

※ 左記の事項に加えて

- 権利擁護支援における制度の位置付け
- 本人の意向に沿った支援の必要性
- 意思決定支援の重要性
- 必要性に応じた権限の検討の必要性
- 交代・終了後の支援の在り方
- その他新制度の詳細
- 経過措置への対応 など

7. 現状・課題及び論点

現状・課題

- これまでも、支援が必要な方に必要な情報(支援の内容や相談窓口等)が届くよう、国、市町村・中核機関を中心に、ポータルサイト等の様々な媒体を活用しながら、成年後見制度その他の権利擁護支援策に関する周知・広報が行われてきた。
- 今後は、民法等や社会福祉法の改正を踏まえ、施行までの時間も意識しつつ、現状の広報媒体を有効に活用しながら、改正法の内容や改正趣旨、新制度の利用方法等を効果的に周知・広報する必要がある。

論点

- 新制度の施行後、制度利用を希望する当事者が新制度の趣旨に沿った適切な制度利用ができるよう、効果的な周知・広報を実施するために、周知・広報の方法(主体、媒体、対象等)や、周知・広報すべき内容等について、どのように整理すべきか。
- また、周知・広報を実施するに当たっては、現状において活用可能な媒体を踏まえつつ、新制度の施行までの時間軸や施行後の運用実態も考慮しながら、着実な理解促進に資するよう、段階的に実施する必要があるのではないか。